

三原市における移動支援の取組



三原市保健福祉部

高齢者福祉課 高齢者福祉係



三原市について



三原市は、広島県中央東部に位置しており、南部には2級河川沼田川流域の平野に加えて瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がり、北部には世羅台地の一部の丘陵上の平野が広がっています。

面積 471km²
人口 87,061人
高齢者数 31,552人
高齢化率 36.2%
要介護認定率 20.2%
(1号被保険者のみ)
(令和6年12月末時点)
介護保険料 5,080円(第5段階)



基本理念

人と人のつながりの中で
自分らしく活躍できる
誰もが安心して暮らせるまち

基本目標

1 健康づくり・介護予防の推進

2 地域共生社会を支える
支援体制の強化

3 高齢者の安心・安全の
確保推進

4 介護保険制度の円滑な
運営

主要施策

- 1 健康づくりの推進
- 2 活動参加の推進【重点】
- 3 フレイル予防の強化
- 4 介護予防サービス事業の総合的な推進

移動支援

- 1 相談支援体制の充実
- 2 在宅医療・介護連携の充実
- 3 認知症施策の総合的な推進【重点】
- 4 権利擁護の推進
- 5 在宅介護者支援の推進

- 1 安心できる住まいと生活の確保
- 2 安全環境の整備【重点】

移動支援

- 1 制度の円滑な運営
- 2 介護人材確保への取組【重点】

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画より



三原市の総合事業

■平成29年4月からスタート。

■従前相当サービス、サービスA(指定・委託)、サービスB、サービスCを実施。

<事業所数>

	通所	訪問
従前相当サービス	32	27
サービスA(指定)	7	6
サービスA(委託)	1	1
サービスB	0	0

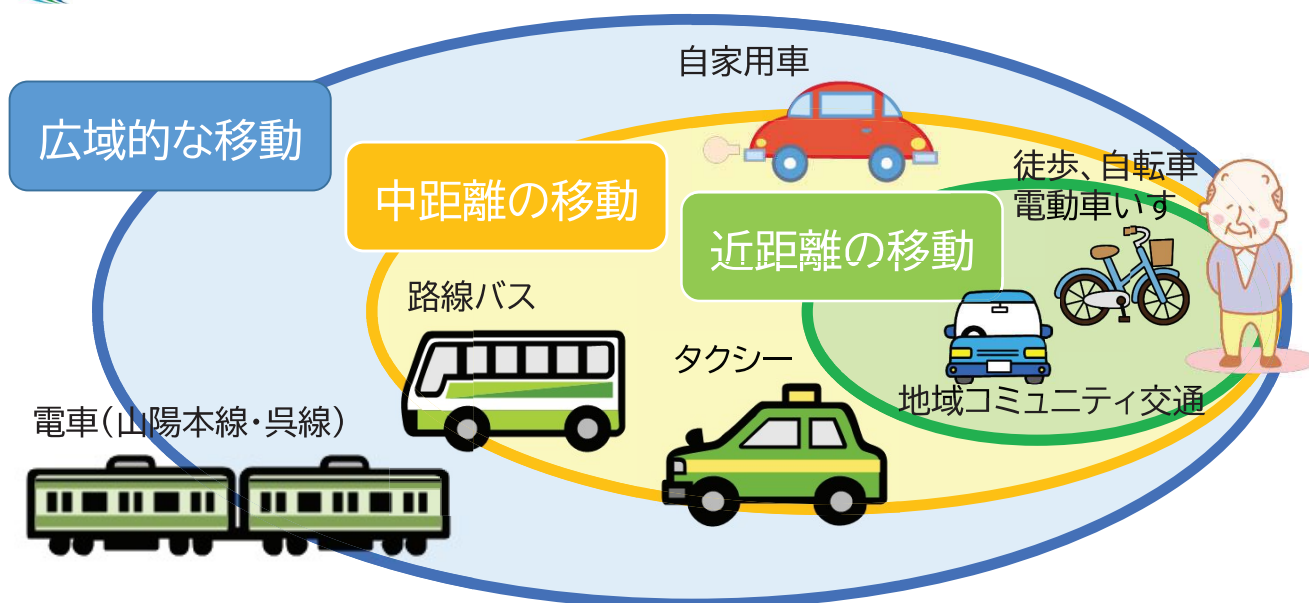
■従前相当サービス利用率は、通所97%、訪問99%。

(令和4年度厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)」の実施状況に関する調査結果から)

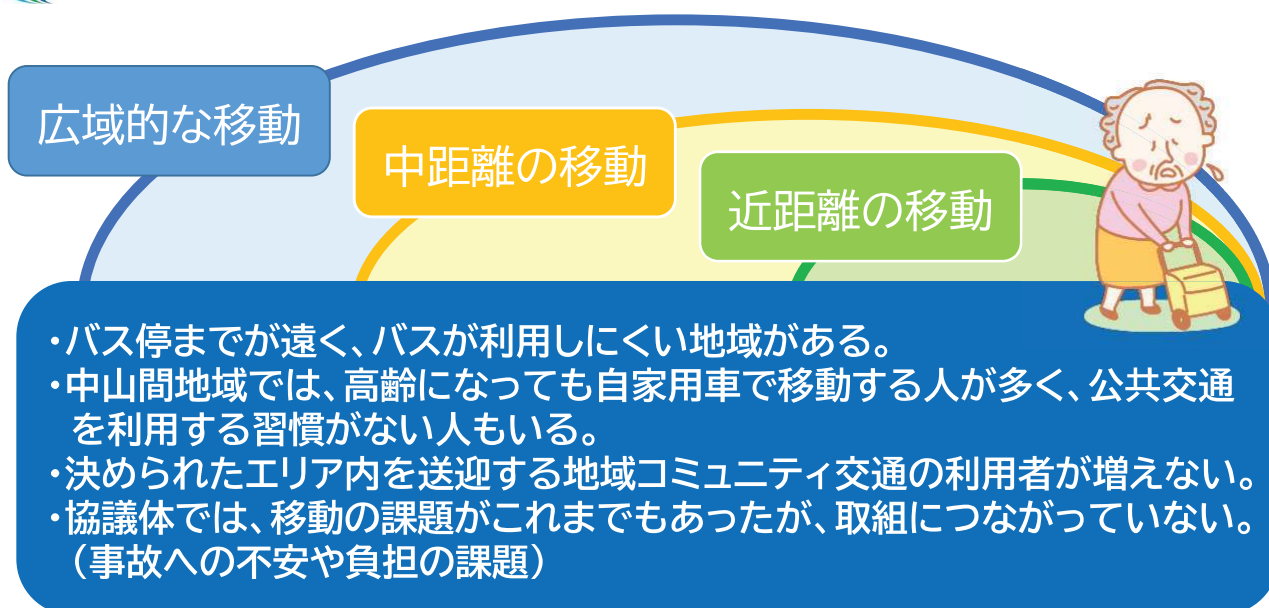
■サービスBは、平成29年以降実績なし。



高齢者の移動



交通の課題





以前から実施している移動の取組

平成28年 約500世帯が住む団地で、通いの場の取組から家事・移動支援の取組が生まれた。



運用の現状 ドライバーの高齢化
新たな担い手がいない

「**地域のために**」という強い
思いで**有志で続けてきた活動**
だが、**継続するためには、新**
たな担い手の確保策が必要

移動支援活動の内容

- ・許可、登録を要さない運行
- ・対象者は、バスの利用が難しい人
- ・行き先、目的は問わない
- ・ドライバーへの謝金はなし
- ・実費(ガソリン代)を利用者から徴収
- ・車両はドライバーの自家用車
- ・社協の送迎保険に加入



第2層協議体から生まれた取組

課題 公共交通が無く、移動の手段が限られる中で、自力で移動することが
難しくなった人が、それまで参加していたサロン参加を諦めなければなら
ない現状がある。



協議体に参加する介護事業所から送迎の提案あり

令和6年5月～ 試験的に運用を開始



※介護事業所は自身を地域の資源として捉え、無報酬(完全なボランティア)
でも活動が続けたいとの意向を示している。



継続できる???他の地域でも可能???



今年度取り組んだこと

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
様々な地域で移動支援が展開できる補助要綱ができている。						
①制度設計に関わる行政、社会福祉協議会職員が、制度を理解する。	学習					
②現行の移動支援の取組について、情報収集し、仕組みに必要な要件等を整理する。	把握					
③三原市訪問型サービスD運営補助要綱（仮）を制定する。 （施行はR7年4月1日）		作業				
④地域の移動支援に関心がある人が、法律や制度を理解できるよう、学習の場を設ける。						



①実施団体へのヒアリング

■聞き取った現状

・運営方法

誰の車を使用するか

ドライバーの確保

予約の仕組み

利用料負担 → 道路運送法との兼ね合い

・どんな人がどこまで行くのに利用しているのか

・どんな費用が生じているか





②補助要綱の作成

- ・総合事業の要綱は、住民主体型訪問サービス、通所サービスに対し、それぞれ要綱を定めていたが、移動支援サービスDの要綱はなかった。
→サービス別に補助要綱を定めるのではなく、**生活支援に関わる事業をひとつの要綱で定める。**
→地域支援事業実施要綱、総合事業ガイドラインの改正を受け、利用対象者、補助対象団体、補助対象経費、補助額を整理。

第4条 利用対象者 要支援1、2認定者、事業対象者、継続利用要介護者

第5条 補助対象団体 ①住民組織

町内会、ボランティア活動団体

②住民の活動を支援する団体

特定非営利団体、共同労働組合、社会福祉法人等

※その他、協議体が適当と認めた団体、市長が適当と認める団体等

※いずれも、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターとの連携は必要



②補助要綱の作成

第6条 補助対象経費

人件費	報酬、給料、賃金、共済費等(但し、サービスの利用調整に係るものに限る)
報償費	講師謝礼、ボランティア謝金等
研修費	研修会受講料等
需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕費、光熱水費、修理費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費
使用料及び賃借料	家賃、自動車借上料、会場使用料等
備品購入費	物品の購入費

第7条 補助金の額

通所型	実施頻度に応じて 上限50～100万円/年
訪問型(生活支援)	
移動支援	



要綱作成に際して、難しかったこと

地域支援事業実施要綱、総合事業ガイドラインの改正

- ▶「対象者以外の人でも利用できる」ことをどう規定するか
- ▶「当該活動を支援する団体」の考え方
- ▶利用者のうち、対象者の把握(報告方法)
- ▶ケアプランのないマネジメント
- ▶利用要件の緩和や手続きの簡素化などにより活用のしやすさと、介護予防等の事業目的や質の確保とのバランス

Point

- ・市の仕様に沿った活動に補助するのではなく、地域の活動を後押しする制度にする
- ・いかに地域が活用しやすい制度にするか



要綱作成に際して、難しかったこと

補助額の設定

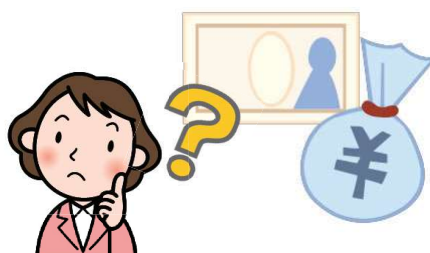
- ▶必要な費用
- ▶間接経費とは

道路運送法に関連すること

- ▶各運送制度の違い
- ▶実費の考え方
複数人乗ったら割り勘？
適正な実費の考え方

交通事業者との役割の棲み分け

- ▶安いタクシーにならないか



Point

- ・地域の人々の思いや地域の状況を知る
- ・交通部局、運輸局との連携



③アンケートの実施

目的 移動手段がなく困っている人を把握し、何らかの取組ができそうな団体を把握する

対象 ①地域ビジョン策定団体:20団体
(移動の課題をビジョンに記載している団体)
②送迎を実施しているふれあいいきいきサロン:22団体
(事務局である社会福祉協議会が取組を把握している団体)

※地域ビジョン

地域が中心になって取り組むことを総合的に示したもので、住民、関係団体などで地域づくりの方向性を共有するとともに、共通の指針とするもの。



今後に向けて

■アンケートで、制度について関心があると回答した団体へのアプローチ

- ・困っている人を多く把握しており、実施の可能性がある団体から、生活支援コーディネーターと連携して、働きかける

■具体的な実施方法の手引書の作成

- ・移動支援を実施するにあたり、何が必要なのか、どう確保できるか、どのくらい費用がかかるかなど

■実施団体の運営状況の把握

- ・既存の団体を参考にした制度なので、新たな団体の実施方法に合わせてアップデートしていく